

議第 177 号 呉市歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、呉市歴史民俗資料館のうち、安浦歴史民俗資料館（南薫造記念館）の入館料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の入館料の額との間に乖離^{かい}が生じていることから、条例で定める入館料の上限について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、利用者区分ごとの入館料の額は規則で定められており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設名	利用者区分		改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
安浦歴史 民俗資料 館	一般	個人	1.3	150	200
		20人以上 上の団体	1.3	120	160
	高校生	個人	1.3	90	120
		20人以上 上の団体	1.4	70	100
	小・中 学生	個人	1.3	60	80
		20人以上 上の団体	1.5	40	60

3 施行期日

令和2年4月1日